

令和6年度多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議運営等支援業務 企画提案仕様書

1 業務名称

令和6年度多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議運営等支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる場合があることに留意すること。

※ 「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に11分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

① 人件費

② 直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）

④ 消費税

※ 万国津梁会議の委員に対する報償費（謝金）については、県の規定に基づき日額8,400円とする。

4 企画提案の項目

(1) 多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議の提言のうち、多文化共生社会に関わるテーマの整理及び事例調査等含めた本事業での議論の展開方法の提案

(2) 会議の議論を踏まえた具体的な施策への反映方法の提案

(3) 会議の運営支援方法及び実施体制の提案

(4) 過去に実施した多文化共生事業の実績の説明（他県の事業等含む）

(5) その他独自の提案

5 業務目的

沖縄県の在住外国人数は、令和5年には過去最高となり、今後も留学、就労とも増加が見込まれていることから、多文化共生社会の構築が求められており、在住外国人等が住みやすい（働きやすい、学びやすい）地域作りや県民の異文化理解・国際理解の促進について、総合的かつ多角的な視点から議論する必要がある。

本業務は、当該提言の具体化に向け、有識者で構成する「多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議」を開催し、実効性のある提言の取りまとめを行うことを目的とする。

6 業務内容

万国津梁会議においては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「おきなわ多文化共生推進指針」の内容を踏まえ、国際化に対応し、在住外国人等の共生社会に向けた環境づくりの施策を進めていくこととしており、本業務は、これらの議論を行う上で必要な調査や情報収集、会議運営の支援などを行うものである。

(1) 議論するテーマの設定及び議論の進め方の検討

- ① 議論するテーマについては、多文化共生社会の構築に向けた実効性のある提言に繋がるテーマを提案すること。

また、議論の進め方については、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「おきなわ多文化共生推進指針」の内容を踏まえるとともに、具体的な事例等も参考にしながら議論を深めていくなど、効果的な手法を提案すること。

※ 実際に議論するテーマや会議の進め方については、万国津梁会議において委員の意見を踏まえて決定するものとする。

- ② 会議のスケジュールについては、令和6年8月初旬までに中間取りまとめができる構成とすること。

※ 会議の開催回数は4回（1回あたり2時間以内）として提案すること。

(2) 万国津梁会議の運営支援

万国津梁会議の運営支援として、以下の事項を行う。

- ① 委員等との開催日時の調整、案内
- ② 会議資料の作成、印刷、配布
- ③ 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- ④ 会議録（概要版及び詳細版）の作成、及び委員への報酬等の支払い
- ⑤ その他、会議の運営にあたり県が指示する事項

※ 会議の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、WEB 会議等も想定すること。（委員は5名から8名程度を想定）

(3) 議論内容の整理及び中間報告書の作成

万国津梁会議において議論した内容等を整理するとともに、随時中間報告書の作成を行う。

(4) その他

上記(1)から(3)のほか、本業務を行う上で効果的であると思われる取組などがあれば提案すること。

7 打ち合わせ等

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務の内容等に関する打ち合わせを必要に応じて実施すること。
- (2) 打ち合わせ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

8 成果品

業務の成果として、以下を提出すること。

- (1) 上記6で作成した資料一式（2部）
- (2) 上記(1)の電子データ
- (3) 本会議で提案された内容の中間報告書（20部）
- (4) 会議及び調査内容等をまとめた事業報告書（20部）
- (5) その他県が指示する書類等

9 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約金額の 50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

＜簡易な業務＞

資料の収集・整理、海外事例等資料の翻訳、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計その他単純作業であり、かつ事業執行の判断に影響を及ぼさない業務。

10 その他

(1) 本業務の完了後において瑕疵が見つかった場合は、直ちに修正または再作業を行うこと。

(2) 本業務にかかる成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

(3) 本仕様書に記載している業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合があるため、留意すること。

(4) 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。